

むつ市溶融スラグの有効利用促進に関する方針

1 目的

この方針は、下北地域一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」で製造される溶融スラグについて、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」（平成19年9月28日付環廃対発第070928001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策課長通知。）に基づき、溶融スラグの利用用途、品質基準等について必要な事項を定めることにより、本市が発注する公共工事等において安定的かつ安全な利用の促進を図るものである。

2 溶融スラグの用途

この方針で対象とする溶融スラグの用途としては、次に掲げるとおりとする。

- (1)加熱アスファルト混合物用骨材
- (2)路盤材
- (3)埋戻材、路床材等

3 溶融スラグの品質管理

溶融スラグの品質管理に係る事項は、日本工業規格 J I S A 5 0 3 2（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）に定める基準及び規格によるものとする。また、溶融スラグの品質管理基準や用途別の利用基準等については、別に定める「むつ市溶融スラグ利用基準」によるものとする。

4 溶融スラグの製造に関する留意事項

溶融スラグの製造者は、溶融スラグを安定的かつ安全に供給できるよう、溶融施設の運転管理を適正に行い、溶融スラグの品質保持につとめるものとする。

5 方針の見直し

この方針に関する指針や基準等に変更があり見直すことが必要と判断する場合は、速やかに本方針を見直すものとする。

附 則

この方針は、平成23年8月1日より施行する。